

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 1 月 13 日  
午後 3 時 00 分  
教育委員会室

## 議 事

- 日程 1 承認第 3 号 名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の急施専決  
について
- 日程 2 第 29 号議案 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案に  
ついて
- 日程 3 第 30 号議案 名古屋市学校教育の努力目標及び重点事項について
- 日程 4 第 31 号議案 教職員研修の基本方針について
- 日程 5 第 32 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

## 出席者

杉 崎 正 美 教育長  
野 田 敦 敬 委 員  
船 津 静 代 委 員  
梶 田 知 委 員

総務部長始め、事務局員 25 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催をいたします。

まず、議事運営についてお諮りをいたします。

議事日程第 5 第 32 号議案「名古屋市教育委員会表彰について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開の審議としたいと思います。

また、会議録についても、非公開といたしたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、議事日程の第 1 第承認第 3 号「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の急施専決について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

日程第 1 承認第 3 号「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の急施専決について」をご説明いたします。

平成 28 年 9 月 30 日に、国家公務員に係る懲戒処分の指針が一部改正されたことを受け、名古屋市においても、市長部局における「懲戒処分の取扱方針」が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されました。同様の改正の実施を依頼する旨の平成 28 年 12 月 16 日付け総務局通知を受けまして、教育委員会においても、「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針」の改正を専決処分により行いました。その内容について、ご報告をさせていただきます。

1 つ目に「守秘義務違反」という項目を「秘密漏えい」に改め、故意による秘密の漏えいのみでなく、過失による秘密の漏えいも含めて標準例に規定しました。故意の場合について「自己の不正な利益を図る目的で秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた」場合は、「免職」とすることを明確化したほか、過失による場合について、「具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じた」場合は「停職、減給又は戒告」とする標準例を新設をいたしました。これが 1 つ目でございます。

2 つ目は「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」について、薬物の種類と行為の対象を明確化いたしました。

今回の専決処分は、本件改正を平成 29 年 1 月 1 日から施行する必要がある、かつ、教育委員会を招集する暇もないことから、教育長等専決規則に基づき行ったものでございます。つきましては、その承認をいただきますよう、よろしく願いしたいと存じます。説明は以上でございます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

今の話の詳細は、後ろの方に表も付いておりますので、一度、参考資料もご覧いただくと分かりやすいかと思います。

特にご意見もないようでございますので、日程第 1 承認第 3 号「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の急施専決について」につきましては、承認することとしてよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 2 第 29 号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 2 第 29 号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

この規則改正は、平成 28 年度の税制改正において租税特別措置法が改正され、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等の消費貸借契約書に係る印紙税が非課税となる制度が新たに創設されたことに伴い、この貸与事業に該当する名古屋市入学準備金にこの制度を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としまして、入学準備金借用証書の様式中、収入印紙貼り付け欄を削除し、租税特別措置法第 91 条の 2 第 2 項の規定により、印紙税が課されない旨の記載を加えるものでございます。施行期日は、公布の日からでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりました。今、話だと様式は、2 枚はねていただいたところの様式ですね。ご意見等何かご質問あればお願いします。

特にご意見もないようでございますので、日程第 2 第 29 号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決しましてよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 3 でございます。第 30 号議案「平成 29 年度 名古屋市学校教育の努力目標及び重点事項について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(三浦指導室長)

第 30 号議案「名古屋市学校教育の努力目標および重点事項」について提案をいたします。

はじめに「名古屋市学校教育の努力目標」の位置づけについて説明をいたします。資料 1 をご覧ください。名古屋市学校教育の努力目標は、学習指導要領や本市の教育振興基本計画及びナゴヤ子ども応援大綱の実施状況などを踏まえ、本市の子どもの実態をもとに毎年設定し、各学校・園へ通知しているものでございます。

各学校園ではこの通知を受け、それぞれに学校努力点、年度重点目標を設定し、学校運営と教育活動の改善に努めてまいります。

これまでの努力目標につきましては、学習指導要領の実施状況や動向を踏まえ、概ね 3、4 年をサイクルに大幅な改訂を行ってきております。

平成 29 年度は、現行の学習指導要領が継続実施され、本市におきましては、新しい教育振興基本計画の 3 年目の年度となっております。従いまして、努力目標自体の変更は、来年度は行いません。

また、昨年 12 月に「新しい学習指導要領の改善及び必要な方策等について」の答申が示されました。また、3 月には、学習指導要領が告示される予定になっております。この答申の中で、「どのように学ぶか」という観点において、「主体的・対話的で深い学び」の観点からの学習過程の改善の必要性が示されました。更に学習面での改善に加え、本市では昨年 9 月に、いじめ対策検討会議の報告書が出され、提言に対応したいじめ防止および自殺予防に関する取り組みを喫緊の課題として進めていく必要があります。

そこで、来年度はこれまでの努力目標に加え、重点事項を示すことで、学校がより具体的な目標を設定して学校運営と教育活動の改善を進めていくことができるよう改訂をいたしました。

それでは、具体的な変更点についてご提案申し上げます。資料 2 をご覧ください。資料 2 にございますように、これまでは、前文で本市における教育的課題を示した上で、努力目標を示しておりました。

しかしながら、時代ごとの教育的課題を盛り込みながら改訂をしてきたことで、前文全体が長くなり、課題の焦点がかえって分かりにくくなっているという部分もございました。そこで、今回の改訂では、前文に記載しておりました教育的課題を解決するために取り組むべき内容を、今回より新たに追加をしました重点事項の中に盛り込む形に変更をいたしました。

また、これまでは幼稚園から高等学校まで、どの校種においても各学校が努力点を設定することができるよう「知・徳・体」の観点から、1～4の項目を努力目標として示しておりました。今回の改訂では、この4つの項目に加え、各校種ごとに重点事項を示すことにいたしました。

例えば、幼稚園では、友達と工夫したり協力したりする協同的な活動、小中学校では、「なかまなビジョン」に基づいたアクティブラーニングの視点を生かした授業改善、特別支援学校では、将来を見通したキャリア教育、高等学校では、他者と協働しながら社会に貢献しようとする意識の醸成など、教育委員会としての施策も踏まえ、各校種に必要な取り組むべき視点を重点事項として示しております。

このことにより、各学校・園では、発達段階に応じたより具体的な学校運営と教育活動の改善に努めることができると考えております。この学校教育の努力目標及び重点事項につきましては、今回、教育委員会でお認めいただけましたら、2月1日、名古屋市立のすべての学校・園に文書で発出するとともに、2月の校長連絡会・園長会において説明をしていく予定でございます。

その後、各学校・園では、子どもの実態に合わせてテーマを設定し、29年度4月より、具体的な教育実践を進めてまいります。資料3につきましては、「知・徳・体」における平成28年度の市全体の取り組み状況等を示しております。

教育委員会といたしましては、各学校に対し、一人一人の教師が、子どもの指導について重大な職責を有するという自覚と責任感をもって、創意に満ちた特色ある学校教育の充実と推進に努めていくよう指導してまいりたいと考えております。よろしくご審議の方をお願いいたします。以上でございます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

(野田委員)

これまでですね、前文が言葉は悪いかもしれませんが、長々とあって、それでテーマがあって、キャッチフレーズがあってということに慣れていましたので、パッと見て、あれっ、前文なくなっちゃったな、というのは最初は思いましたけれども、この「夢に向かい ともに歩む」は3年目になるということで、初年度はですね、やはりこういうキャッチフレーズに向けて、ある程度前文が必要かと思えますけども、3年目ということで、着実に進んでいると思えますので、前文よりも重点事項が、各校種ごとに非常に分かりやすくなっていますので、この形で私はいいなというように思います。

(杉崎教育長)

そうですね。校種ごとに分かりやすい重点事項ですね。他いかがでしょうか。

他にご意見もないようでございますので、日程第3第30号議案「平成29年度 名古屋市学校教育の努力目標および重点事項について」につきましては、原案どおり可決ということでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第4第31号議案「平成29年度 教職員研修の基本方針について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(堀江教育センター研修部長)

それではお願いをいたします。第31号議案「平成29年度 教職員研修の基本方針」について提案いたします。

1 枚目が今回提案いたします研修の基本方針になります。この研修の基本方針策定にあたりましては、まず、本市の教育振興基本計画の施策6にあります「豊かな人間性と確かな指導力を持った教員の育成」に対する成果を評価いたしました。この施策に対する成果指標は、この2年間上回っている状況でございます。しかしながら、それ以外にですね、学校教育の努力目標、それから文部科学省の方向性、さらには本市の抱える教育課題や、受講者等の各種アンケートの内容を踏まえまして、学校・園の教育力向上を目指して策定をしております。

2 ページ目をご覧ください。資料1になります。平成28年度から変更点を見え消しにしたものでございます。これで最初に説明をさせていただきます。本市の教育振興基本計画が平成27年度から実施されております。さらに学校教育の努力目標につきましては、校種ごとの重点目標が示されているものの、4つの柱については大きな変更がございません。そのことから、研修の方向性としては、大きな変更はしていません。

しかしながら、本年度9月に示された西区の件に関わる報告書の提言、さらには、新たな学習指導要領が本年度末までには示されるなどの点を踏まえまして、表現を若干変更し、さらに研修の柱の一つ追加をしております。

第一段落につきましては、本市が「夢に向かって人生を切り拓くなごやっ子」の育成を目指しているということを示しております。

第二段落でございます。こうした、なごやっ子を育成するためというですね、要請に応えるために、教職員、学校がすべきことを示しています。この段落については、いじめや自殺等の課題を受け、昨年度の段階でも「教職員が豊かな人間性と確かな指

導力、子どもに対する深い理解をもつとともに」にというように変更したところがございますが、更に本年度は、それを一歩進め、資料 1 にありますように「的確な児童生徒理解をすること」のように変更をさせていただきました。

このことはですね、下の方に書かせていただいておりますが、9 月に出された報告書の内容「再発防止に向けた提言」の 1 に、「的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導のための体制」に示されております「教師の的確な児童生徒理解」の重要性、更には 4 その他で「全体を通じて充実を図るべき点」として、「一人ひとり異なる児童生徒の特性の的確な把握と、それを踏まえたコミュニケーションの取り方など個別の対応に関して、各教師が力量向上を図ることが必要である」、「児童生徒理解に関しては、表出している行動や問題だけでなく、その背景にある児童生徒の気持ちや、家庭状況等の個別の事情等、総合的に洞察する力が求められる」等を踏まえたものでございます。

第三段落については、教職員一人一人の力量を高めて、学校の教育力を向上させるために教育センターが担うこと述べてございます。一番下ですね、四角枠の中に二重丸が 5 点ございますが、こちらが研修の柱です。資料の 2、次のページでございますが、体系として示してございますので、そちらをご覧ください。

この 5 つの柱に対応する研修等として、「基本研修」はですね、経験年数に応じて 1 年目、5 年目、10 年目の研修、さらには職務内容等に応じた研修を行います。「経営研修」としては、校園長研修、教頭研修。「専門研修」として、教科等の専門性を高める「教科等研修講座」や教育課題に対応した「課題別研修講座」を設置しております。「長期研修」としては、教育研究員それから大学院・教職大学院派遣等が入っております。そして、一番下になりますが、新たな柱としてですね、「学校・園内の学びを支援し、教育力を高めること」というものを設定し、学校への現職教育等の支援を行います。

この 5 つ目の柱を新たに設定した理由につきましては、平成 27 年 12 月 21 日に中教審答申がございました。その中で「改革の具体的な方向性」として、「教員研修に関する改革」の中で「『教員は学校で育つ』ものであり、同僚の教員とともに支え合いながら OJT を通じて日常的に学び合う校内研修の充実や、自ら課題を持って自立的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講ずる」というものがありましたので、それを受けてのものでございます。

では、続きまして、平成 29 年度のそれぞれの柱における重点事項について、資料の 3、次でございますが、こちらをご覧くださいと思います。事項が多いものですから、この中から特に重点とすることに絞って説明をさせていただきます。

1 の「確かな実践的指導力や使命感を養う」についてでございますが、教職員の指導力向上を図るため、授業改善に向けて、指導室が発行する「なかまなビジョン」を基本研修の中で活用して、連携を図ってまいります。

また、的確な児童生徒理解とその対応のために、「いじめ防止」「自殺予防」の観点から、基本研修の中で、健康福祉局発行の「心のSOS」の冊子を活用して、理解を深めてまいりたいと思います。教員の資質の向上については、心的ストレスの対処、それから不祥事防止の観点から、初任者研修では「ストレスマネジメント」、5年目研修では「アンガーマネジメント」、10年目研修では、本市の懲戒規定を中心とした服務についての再確認をする内容を設定してまいります。

2のところでございますが、重点事項ですが、本年度内には、新しい学習指導要領が示されていることを受けて、その理念と方向性について、特に重点としてまいりたいと思っております。特に「カリキュラム・マネジメント」を中心に、校園長研修で取り上げてまいりたいというふうに思っています。

同時に、権限委譲がございますので、それに伴った様々な制度変更、これについて理解を深め、経営能力の育成に努めてまいります。

3の「優れた専門性等」のところでございますが、この中で、特にですね、こういった教育課題が山積する中で、校内における中核的な人材育成が急務であると考えております。そこで、そうした課題に対応できる専門性を高めるために、現在行っている学校運営推進講座ⅠとⅡというものがございますが、これを統合して、充実をさせ、「ミドルリーダー研修」として、新たに講座を設けてまいります。この講座では大学等とも連携して、専門性の向上を図ってまいりたいと考えております。

5の「学校・園の学びを支援し、教育力を高める」についてでございますが、学校へ指導主事や所管移動となりますが、指導員を積極的に派遣をして、校内研修を充実させたり、また、HPを充実して、教材研究に活用できるように、学校の支援を行ってまいります。

具体には資料を付けさせていただきました。資料の4、次をご覧ください。この柱の内容を抜いたものでございます。指導主事等が、学校・園の要請に応じて出掛けて、現職教育とか、授業研究、事例検討を行う所員派遣がございます。

そこがございますように、「ユニット研修」とございますが、これは学校・園の要望が多い講義とか演習をあらかじめユニットとして用意をして、学校が選択できるようにしてございます。次年度は14種類を用意しております。「サテライト研修」は、校内で2人集まれば、指導主事が出かけていく。特にICTを中心として、コンピュータの研修に出かけていくものでございます。「オーダー研修」は文字どおり、学校の実態、それから課題に合わせて、その内容について現職教育を行うものでございます。

これらの他に、「学校コンサルテーション」として、課題を抱える子どもや保護者への関わり方などについて、教職員と指導主事が共に考えるものがございます。

また、センターのホームページに、授業動画の配信や活用できる教材、指導法を提供するなど、教職員が学校で学べる支援を行ってまいります。このような手立てで、

学校・園の教育力を高める支援を行ってまいります。最後、資料 5 の方につきましては、学校や受講者に配布する研修・講座一覧表でございます。以上、教職員研修の基本方針の説明でございました。よろしくご審議をお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(野田委員)

基本的なところで少しお聞きしたいのですけれども、最近「チーム学校」ということで、学校の中に色々な立場の職員がいるかと思えますけれども、ここでいう教職員というのは、教員というように捉えればよいのでしょうか。

(堀江教育センター研修部長)

ここでいう教職員は、教員及び学校事務職員をイメージしていただければと思います。

(杉崎教育長)

学校事務職員は元々入って、対象者なのですか。

(堀江教育センター研修部長)

はい。入っております。

(杉崎教育長)

野田委員のところの関係だと、法律が変わって、教員養成を大学から連続的にやるということで、なにか協議会立ち上げてやっていかれるという話を聞いたんですけれども。

(野田委員)

育成指標を教育センターと大学とが連携して作ると。それから、それに先立って先ほど少し言われました「ミドルリーダー研修」、これを来年度から名古屋市教育センターとうちの大学とがやりとりして、そうした先進的なことをお願いすることとなりましたので、よろしくお願いします。

(杉崎教育長)

特にさっきの県費が来ることによって、研修の変わった面は特にはないですか。

(堀江教育センター研修部長)

事務職員につきましては、やはり事務的な、実務的な部分とそれから、先ほどもございましたが「チーム学校」ですか、学校への参画という部分で、その部分は教育センターが担って、事務的な部分については学校事務集中センターの方々を中心に、運営するという形に変えて行きたいというふうに考えております。

(野田委員)

もう1点いいですかね。今回付け加わったですね、4つの柱から5つ目の柱、「学校内の学びを支援し、教育力を高める」、以前からこういった教育センターから外に出て研修を提供する、なかなか今、学校現場を離れられないものですから、先生方。非常に現実にあった取り組みではないかなと。こういった「ユニット研修」の時に、例えば、他の職種の方も参加をしてということもあり得るのかなと思うし、色々な機会に他県の様子、他の教育センターに行くこともあるのですけれども、割とこういったセンターの指導主事さんが外へ出てというのはあまりないケースだと思いますので、本市の特色、柱として上げていただきましたので、より一層進めていただければと思います。

(杉崎教育長)

ちょっと思うのは、愛教大も来年度から「チーム学校」のために新しい課程をつかって、色々な、教員以外の色々な方を養成するというのをやって。現に名古屋市には子ども応援委員会というのがあって、それが学校現場で一緒に仕事をしているということがあるので、まだ子ども応援委員会も発展途上中なのだけれど、研修やる時も教員は教員、専門職は専門職でやるのではなくて、一緒にやれる時は、一緒に合同研修とか、一緒に課題に向かってやっていくとか。

(野田委員)

冒頭で質問させていただいたのは、その辺で、教職員という捉えを、あの方々も常勤になるわけですので、教職員という捉えをどう捉えるかで、研修の枠組みは変わってくるかなと思ひまして、冒頭で質問させていただきました。

(杉崎教育長)

そうですね。

(野田委員)

それから愛知教育大学も来年から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから学校事務職員対象のコースを 130 人展開するのですけれども、学校教育が分かったというのが頭につけたいと思いますので。

(堀江教育センター研修部長)

今ございましたように、可能な限り、研修については、ご参加をいただけるものについては、連携を取りながら参加いただけるようにしたいと思いますし、現職教育につきましては、そこにおみえになれば、一緒にお受けいただくことは可能でございますので、そのような方向で進めてまいりたいというように思っております。ありがとうございました。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようでございますので、日程第 4 第 31 号議案「平成 29 年度 教職員研修の基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 5 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 38 分終了